

平成21年度
寒川町国民健康保険運営協議会（第4回）会議次第

日時：平成21年11月27日（金）

午後1時00分から

場所：東分庁舎第1会議室

1. 開会

2. 議題

(1) 国民健康保険特別会計補正予算（案）について・・・資料 1

(2) 平成22年度国民健康保険制度改正（案）について・・・資料 2

(3) その他

3. 閉会

議案第 号

平成21年度寒川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) (案)

平成21年度寒川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,710千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,266,966千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出

神奈川県高座郡寒川町長 山上貞夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 456,683	千円 △2,710	千円 453,973
	1 他会計繰入金	456,683	△2,710	453,973
歳入	合計	5,269,676	△2,710	5,266,966

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 102,487	千円 △2,710	千円 99,777
	1 総務管理費	81,113	△2,710	78,403
歳 出 合 計		5,269,676	△2,710	5,266,966

平成 21 年 度

寒川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
9 繰入金	456,683	△2,710	453,973
歳入合計	5,269,676	△2,710	5,266,966

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	102,487	△2,710	99,777
歳出合計	5,269,676	△2,710	5,266,966

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	△2,710	0
0	0	△2,710	0

2 歳 入

9款 繰入金

1項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 456,683	千円 △2,710	千円 453,973
計	456,683	△2,710	453,973

節		説	明
区 分	金 額		
2 職員給与費等 繰入金	千円 △2,710	職員給与費等繰入金	千円 △2,710

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 80,761	千円 △2,710	千円 78,051	千円	千円	千円 △2,710 繰入金	千円
計	81,113	△2,710	78,403	0	0	△2,710	0

節		説明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 △666	001 職員給与費	千円 △2,710
3 職員手当等	△1,595	01 職員給与費	△2,710
4 共済費	△449		

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	8	—	25,511	21,287	46,798	10,946	57,744	
補正前	8	—	26,177	22,872	49,049	11,395	60,444	
比 較	—	—	△666	△1,585	△2,251	△449	△2,700	

(単位：千円)

内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当
	補正後	639	2,615	6,500	9,848	283	1,402
	補正前	916	2,710	6,000	11,473	322	1,451
	比 較	△277	△95	500	△1,625	△39	△49

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△666		△666	人事異動等によるもの	補正後 25,511千円
					補正前 26,177千円

職員手当	Δ 1,585	扶養手当の減少分	Δ 277	人事異動等によるもの	補正後	639 円
					補正前	916 円
		地域手当の減少分	Δ 95	人事異動等によるもの	補正後	2,615 円
					補正前	2,710 円
		時間外勤務手当の増加分	500	時間外勤務の増によるもの	補正後	6,500 円
					補正前	6,000 円
期末勤勉手当の減少分	Δ 1,625	人事異動等によるもの	補正後	9,848 円		
			補正前	11,473 円		
通勤手当の減少分	Δ 39	人事異動によるもの	補正後	283 円		
			補正前	322 円		
住居手当の減少分	Δ 49	人事異動等によるもの	補正後	1,402 円		
			補正前	1,451 円		

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員一人当たりの給与

区 分		一 般 行 政 職
補 正 後	平均給料月額	264,450円
	平均給与月額	363,909円
	平均年齢	33歳4月
補 正 前	平均給料月額	263,575円
	平均給与月額	376,900円
	平均年齢	32歳9月

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職	国 の 制 度
		一 般 行 政 職
高 校 卒	149,800円	140,100円
大 学 卒	178,800円	172,200円

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職 員 数	構 成 比
平成21年11月1日現在	2	3人	37.5%
	3	1人	12.5%
	4	3人	37.5%
	5	1人	12.5%
	計	8人	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	2級	3級	4級	5級
一般行政職	主事	主任主事	主任主事	主査

平成 22 年度国民健康保険制度改革（案）について

制度改正（その1）

国民健康保険料限度額の4万円引き上げ

概 要

厳しい経済情勢が続く中、被保険者の低所得化による中間所得者層への急激な負担のしわ寄せを緩和するために限度額を引き上げるものです。これまでの限度額の水準は、国保世帯の中で限度額に達する世帯が4%台にとどまるという考え方で適宜引き上げられてきましたが、今回の引き上げから、限度額世帯を一定割合に保つという従来の考え方を転換し、また将来的に協会健保の本人負担の上限である82万円まで上限額を引き上げる方針になっています。

内 容

医療分保険料	3万円引き上げ	47万円 → 50万円
後期高齢者支援金分保険料	1万円引き上げ	12万円 → 13万円
介護分保険料	据え置き	

国民健康保険料賦課限度額の推移

	医療分賦課額		後期高齢者支援金分賦課額		介護納付金分賦課額	
		引き上げ額	(20年度から)	引き上げ額	(12年度から)	引き上げ額
平成元年 4月	42万円					
平成3年 4月	44万円	2万円				
平成4年 4月	46万円	2万円				
平成5年 4月	50万円	4万円				
平成7年 4月	52万円	2万円				
平成9年 4月	53万円	1万円				
平成12年 4月	53万円				7万円	
平成15年 4月	53万円				8万円	1万円
平成18年 4月	53万円				9万円	1万円
平成19年 4月	56万円	3万円			9万円	
平成20年 4月	47万円		12万円		10万円	1万円
平成21年 4月	47万円		12万円		10万円	
平成22年 4月(改正案)	50万円	3万円	13万円	1万円	10万円	

制度改正（その2）

国民健康保険料の応益割合にかかわらず、7割・5割・2割軽減を可能とする

概 要

保険料の軽減制度は、低所得者層の負担を軽減し、賦課期日において一定の所得以下の世帯に対して、応益割（均等割・平等割）を軽減して賦課するもので、現在応益割合が45%～55%の場合に7割・5割・2割の軽減を適用していますが、厳しい経済情勢の続く中、応益割合にかかわらず、市町村の実情に応じて、低所得者層への国民健康保険料の軽減が図られるようにする必要があります。

改正内容については、応益割の負担割合が何%であっても、7割・5割・2割軽減が適用できるようにする。また6割・4割軽減など現行の軽減割合は残します。

改正に伴う影響

保険基盤安定制度において、市町村が一般会計からの所得の少ない者について、保険料の軽減を行うために繰り入れた金額の4分の3に相当する金額を、都道府県が負担することとされており、また、4分の1を市町村が負担することになっています。

このことから軽減対象者が増えることによって地方の負担が膨らむことになります。

軽減制度

・現行

軽減割合	世帯の総所得金額等
6割軽減	所得が33万円以下の世帯
4割軽減	所得が【33万円+24万5千円×世帯主以外の被保険者数】以下の世帯

・改正(案)

軽減割合	世帯の総所得金額等
7割軽減	所得が33万円以下の世帯
5割軽減	所得が【33万円+24万5千円×世帯主以外の被保険者数】以下の世帯
2割軽減	所得が【33万円+35万円×被保険者数】以下の世帯

改正(案)の参考例

・現行から7割・5割・2割軽減に変更した場合の本人負担額 (円)

	保険料額(参考金額)	6割軽減	7割軽減	差額
人数均等割	30,000	12,000	9,000	3,000
世帯平等割	20,000	8,000	6,000	2,000
	保険料額(参考金額)	4割軽減	5割軽減	差額
人数均等割	30,000	18,000	15,000	3,000
世帯平等割	20,000	12,000	10,000	2,000
	保険料額(参考金額)	/	2割軽減	差額
人数均等割	30,000		24,000	6,000
世帯平等割	20,000		16,000	4,000

国民健康保険法施行令改正に係る改正

1. 上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設

- ・これまで上場株式等の配当所得について申告した場合は、総合課税扱いとなっていたが、平成21年1月1日以降の上場株式等の配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができることとした。
- ・平成22年度の国保料から適用。

2. 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

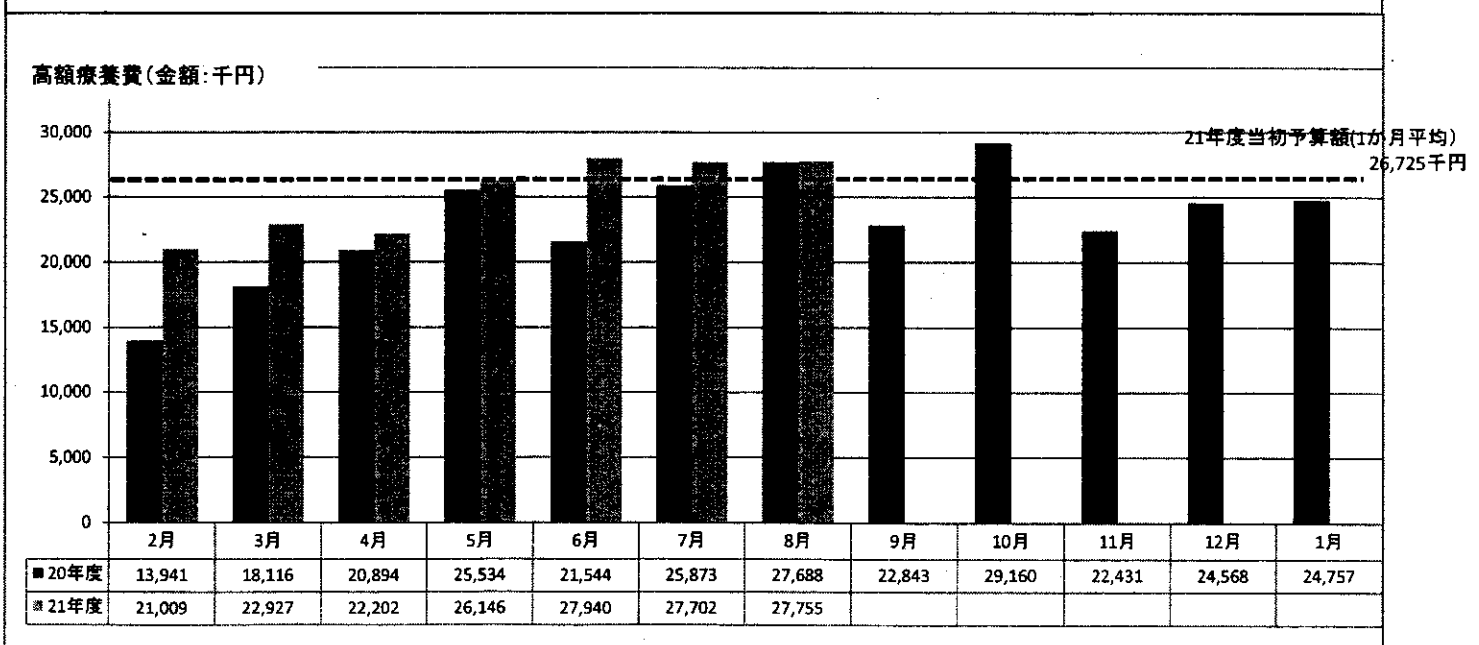
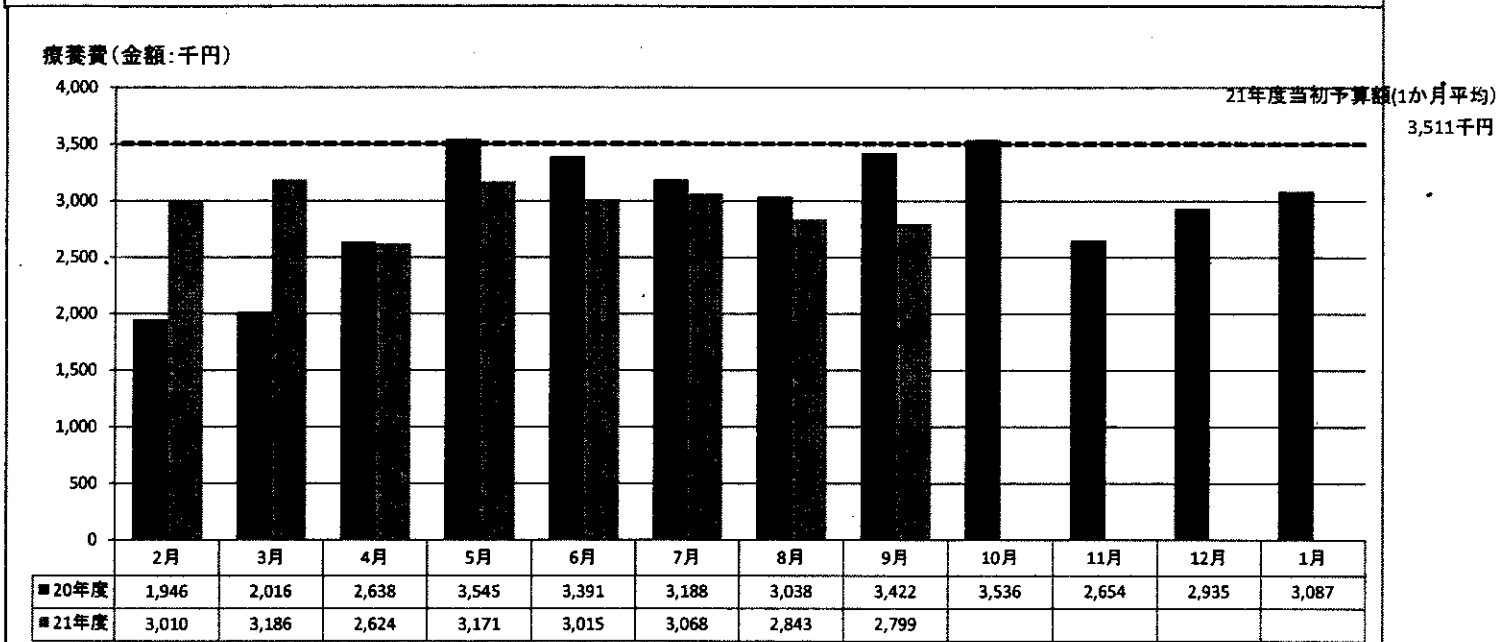
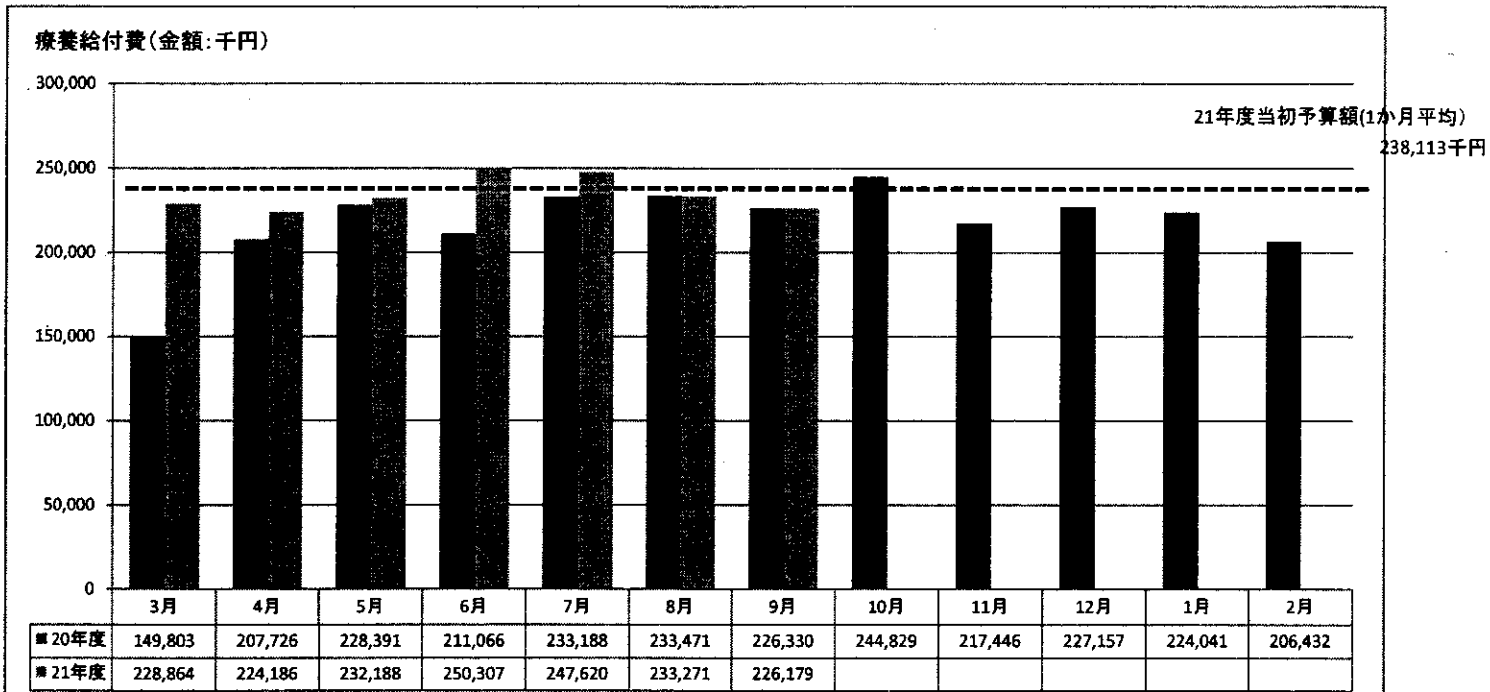
- ・その年分の上場株式等の譲渡所得等に計算上生じた損失や3年以内に生じた上場株式等譲渡所得の損失があるとき、これらの損失について上場株式等の配当所得の金額から控除できることとなった。
- ・平成22年度の国保料から適用。

3. 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設

- ・平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地でその年の1月1日において所有期間が5年を超えて所有した上で譲渡をした場合、その譲渡益から最高1千万円を控除することとなった。
- ・国保料に反映されるのは最短で平成28年度から適用（5年土地を保有するため。）

平成20年度から現在までの医療費動向（一般被保険者分）

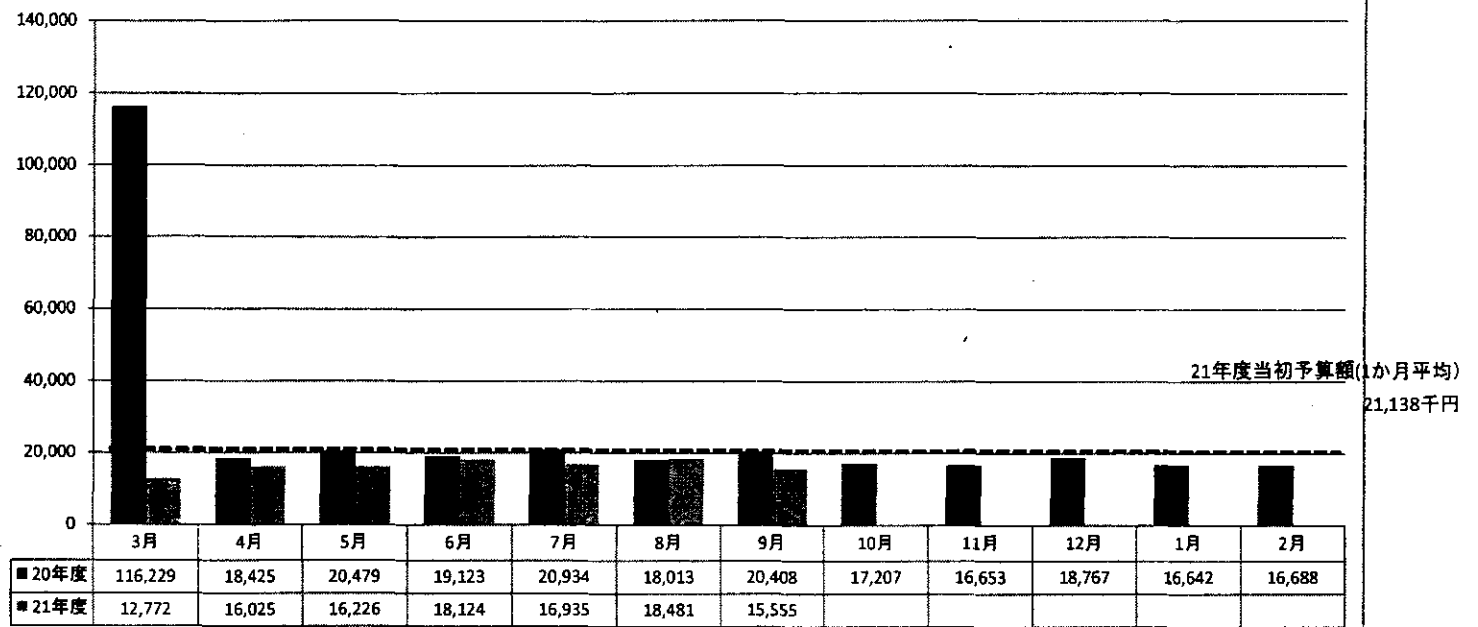
----- 21年度 当初予算額(1か月平均)



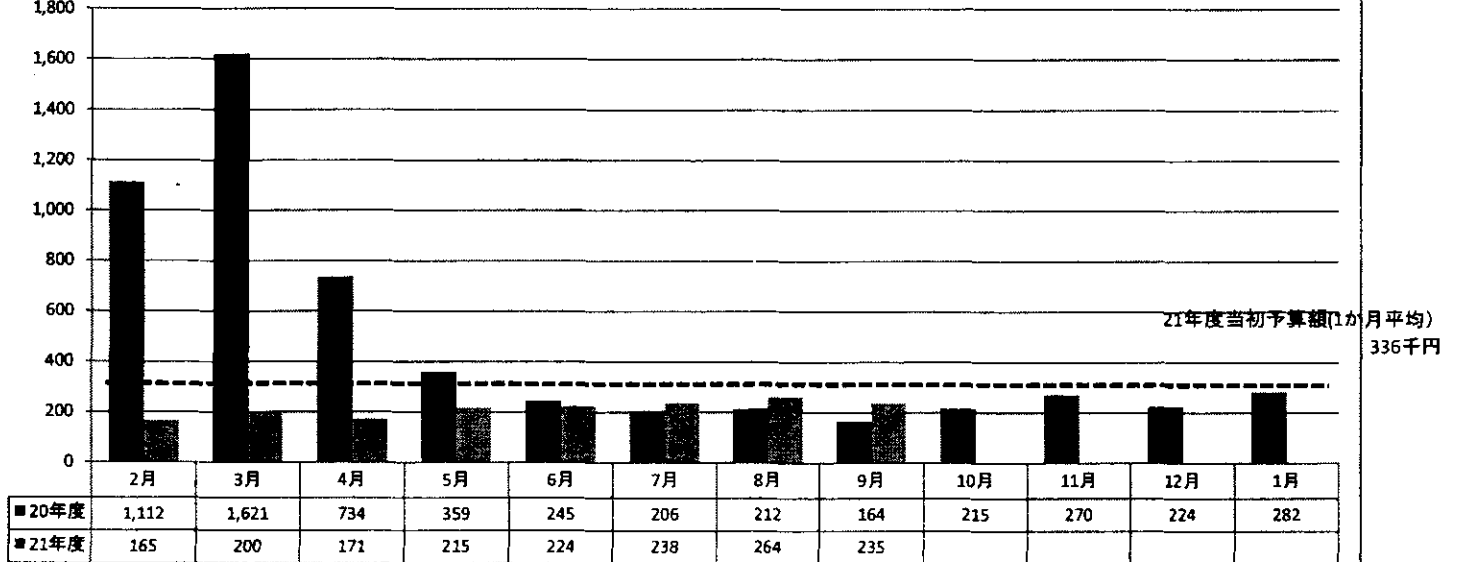
平成20年度から現在までの医療費の動向（退職被保険者分）

----- 21年度 当初予算額(1か月平均)

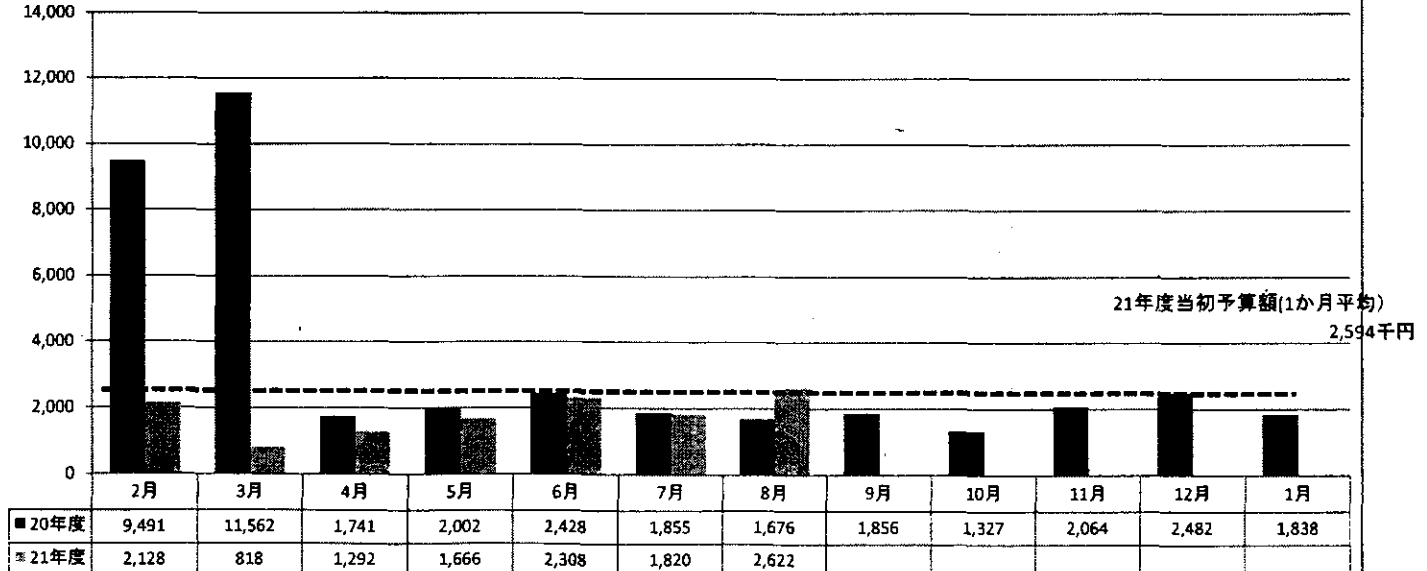
療養給付費(金額:千円)



療養費(金額:千円)



高額療養費(金額:千円)



A型インフルエンザによる学校等の欠席者

	学校名	延欠席者数
9月14日～9月24日	寒川小学校	0
	旭小学校	0
	一之宮小学校	0
	南小学校	10
	小谷小学校	0
	寒川中学校	0
	旭が丘中学校	0
	寒川東中学校	4
計		14
10月13日～10月30日	寒川小学校	9
	旭小学校	17
	一之宮小学校	5
	小谷小学校	0
	南小学校	15
	寒川中学校	22
	旭が丘中学校	17
	寒川東中学校	49
計		134
11月2日～11月25日	寒川小学校	52
	旭小学校	42
	一之宮小学校	32
	南小学校	39
	小谷小学校	31
	寒川中学校	6
	旭が丘中学校	16
	寒川東中学校	0
計		218